

○木曾広域連合公告式条例

〔平成 11 年 4 月 1 日〕
条例第 2 号

(この条例の目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日並びに条例番号を記入して、その末尾に連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、連合の事務所前の掲示場に掲示してこれを行うほか、組織町村役場前掲示場にその写しを掲出する。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

2 前条の規定は、議会又は連合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第 1 項中「連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する」と読み替えるものとする。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び連合長名を記入して連合長印をおさなければならない。

2 前項の規定は、連合の機関で定める規程等で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同項中「連合長名」とあるのは「当該機関名」、「連合長印」とあるのは、「当該機関印」と読み替えるものとする。

3 第 2 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定にこれを準用する。

(施行期日の特例)

第 5 条 規則又は連合の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は公布の日から施行する。